

相国寺の梵語心経について

本多 潤子

はじめに

京都五山の第二位の禅刹、相国寺において近世まで催行されていた仏教儀礼の一つに、梵語心経がある。本稿では、相国寺塔頭瑞春院に残る梵語心経の経本を紹介する。さらに『居諸集』や『隔莫記』などの相国寺僧の日記や、寺院伝来の諸記録を繙き、中世から近世にかけて相国寺僧によって梵語心経が催行された実態を確認する。特に月次行事としての面と、貴人の追善供養の臨時行事としての催行という二つの視点から考える。そして『隔莫記』前後の記述から、十七世紀後半を一大画期とし、そこから、相国寺にとつての梵語心経を含む仏教儀礼の位置付けと、時代ごとの特徴を考えていきたい。

瑞春院所蔵『梵語心経』について

相国寺塔頭瑞春院に伝来する梵語心経経本(図1)は、縦二二・〇cm、横七・三cmの小型の折本である。三行五字に経文が墨書され、漢字一字ごとに朱字で読みがカタカナ表記で付され、読誦のための記号が添えられている(本稿末に翻刻を附す)。表題が墨書された一行目下部には「集養」印が押され、所持していたのは瑞春院第十一世耕隠集養(一七九六～一八六二)であることがわかる。また、最終丁には朱字で「雲泉」と記されている。ここから、相国寺内で瑞春院が属する一山派の塔頭雲泉軒に旧蔵されていたことが



図1 『梵語心經』

わかる。耕隠集養は小島文鼎による『萬年山聯芳録』に略伝が載る⁽¹⁾。それによると、天保四年(一八三三)より雲泉軒に住しており、文政十三年(一八三〇)の地震で倒壊した雲泉軒の伽藍復興に尽力した。そして弘化二年(一八四五)に瑞春院第十世玉芳集瑛が寂したのに伴い、瑞春院に移り、瑞春院の再興にも尽力した。瑞春院中興の祖とも評される人物である。頂相も二幅、瑞春院に伝来している。

一幅は雲泉軒(図2)、もう一幅は瑞春院(図3)に残されたものである。両者は容貌、僧衣とも同一の図柄であり雲泉軒頂相は自讃、瑞春院頂相は上部に相国寺百二十三世古桂惠願による着讃が載る。また、瑞春院には梵語心經の他にも複数の雲泉軒と墨書、あるいは雲泉の藏書印が押された耕隠所持本が伝来している⁽²⁾。なお、安政三年(一八五六)瑞春院の庫裏及び玄関の落成時の棟札には、「雲泉現住 耕隠集養西堂」とあり、耕隠は瑞春院に居を移した後も、雲泉軒の住持と名乗っている。梵語心經の経本もまた瑞春院に所蔵されているものの、雲泉と署名しており耕隠の帰属意識がうかがえる。



図2 耕隠集養頂相

『梵語心經』本文は、『大覚拾遺録⁽³⁾』に所収される「建長開山大覚禅師梵語心經付注心要」大覚禅師蘭溪道隆(一二三三〜七八)請来の系

で、漢文として意味のとれる文字列ではない。

この梵語心経は、鎌倉建長寺の蘭溪道隆塔所、西来庵伝来の永禄年間(二五八―二五七〇)の写本が古写本として知られる⁽⁴⁾。現在の建長寺で厳修される梵語心経の経本である⁽⁵⁾。建長寺には、他に近世書写の経本も複数伝来し、皆縦長ではなく正方形に近い小型の折本状となっている。建長寺の梵語心経については、西山美香氏⁽⁶⁾や采澤良晃氏⁽⁷⁾の論に詳しい。

相国寺瑞春院伝来本は、建長寺本のうち天明写本と三行五字といった形式が一致する。耕隠が手にする時期とも近く、近世後期の梵語心経の経本の形状が鎌倉と京都の五山において共通する点は、両者の交流を考える際にも重要であろう。瑞春院には、蘭溪道隆による羅漢講式の経本と版木も伝来しており⁽⁸⁾、相国寺で現在は廃絶した蘭溪道隆由来の儀礼を考える上でも重要である。

なお、『梵語心経』は近世になると寺院内に行きわたる読誦用の経本だけではなく、版本にその本文が載り、一般に流布した。宝暦十四年(二七六四)に刊行された山城屋佐兵衛刊行『異釈心経並梵本』⁽⁹⁾には、玄奘や鳩摩羅什訳の「般若心経」とともに「梵語心経 宋蘭溪大覚禪師将来」も所収されている。このよ



図3 耕隠集養頂相

続である。「般若心経」として一般に流布する玄奘訳の経文は梵語の経典を玄奘が漢訳し、それを読み下しにせずに読誦している。一方、『梵語心経』は『般若心経』の一種であるが、経典を梵語で読誦する際の音を、そのまま漢字の音に当てたもの

うに、般若心経の一種として一定の認知はあったようであるが、実際に厳修されている記録はわずかである。現在も、建長寺の七月十五日の梶原施餓鬼や七月二十四日の開山忌における読誦が知られるのみである。

相国寺における梵語心経の催行記録

『隔莫記』以前の記録

具体的に相国寺の古記録から、相国寺で催行された記事を確認していく。本稿では『隔莫記』以前と以後で分ける。『隔莫記』以前の記録では、梵語心経が月並行事として確立していくことを確認し、『隔莫記』で具体的な内容を確認、そして『隔莫記』以後には月並行事ではなく、貴人の回忌法要など、臨時の行事で催行されていくさまを確認する。

初めに、中世の資料を確認すると、『蔭涼軒日録¹⁰⁾』に相国寺本山での催行記事が確認される。延徳三年(一四九二)六月一日条には、

今晩於仏殿梵語心経始之。

とあり、晩に仏殿で催行が始まったことが記され、明応二年(一四九三)の同じく六月の条にも、

晩誦有梵語心経云々。

といったなど記述が確認できる。ここで注目されるのは、仏殿で晩に行われていることである。相国寺の仏殿は応仁の乱で焼失し、その後現在に至るまで再興されることはなかった堂宇である。この記事のみでは具体的な儀礼の次第は明らかではないが、相国寺では近世においても晩に催行する点は引き継がれていた。

また、単独の催行ではなく、同日に別の儀礼があり、その後に行われた事例もある。『鹿苑日録¹¹⁾』の天文八年(一五三五)六月十七日条では、

常住修懺過而有梵語心経云々。

と、六月十七日の本山における観音懺法の後に梵語心経が行われていたことがわかる。以上のように、世の記録においては断片的に梵語心経催行が確認できる。

この後、集中的に梵語心経の記録が残るのは、寛永期(一六二四～四四)に入ってからである。相国寺第九十四世住持、听叔顯暉(一五八〇～一六五八)の日記『居諸集¹²⁾』の寛永期の記録を確認すると、寛永三年(一六二六)までは梵語心経を行っていたことを示すような記録は見いだせない。一方で、寛永四年五月以降の記録には突如として頻出するようになる。寛永四年一年間の梵語心経の記録を抜き出すと、以下となる。

寛永四年五月廿八日 齋了。於開山塔梵語心経行道習一座。

六月四日 晚於崇寿院有梵語心経之習。

十三日 於崇寿院前日州太守秀岳禪定門年忌半齋。誦稜嚴呪。供仏餉。次有懺法稽古。晚來梵語心経稽古在之。

十五日 祝聖。開山忌。稜嚴印。晚於法堂習梵語心経。

十七日 閣懺法。(中略)晚炊以後於法堂誦梵語心経。

七月七日 及晚於法堂誦梵語心経。

八月十五日 晚於法堂有梵語心経。

十月十五日 晚來梵語心經。

十一月十四日 明日十五日放參時分。梵語心經冬夜勤行依有之。今日誦梵語心經。

十二月十五日 晚有梵語心經。

このように、前述の中世の記録では月次行事としては確認できないものの、寛永四年には毎月十五日頃に行う行事となったことがわかる。具体的な儀礼の次第などは記されていないが、第一の特徴としては、全て晩に催行されている点があげられる。そして七月十五日は同じく晩に別の仏教儀礼、山門施餓鬼があることが「晚來山門施餓鬼」と、記録されている。そのため、七月については十五日は施餓鬼のみで梵語心經の日程を七日に前倒しして催行している。このように、梵語心經は基本的には晩に催行する儀礼で、他の年中行事で優先度が高い儀礼が同日同時刻帯にあれば、別日にずらして催行していたことがわかる。さらに、ここから、第二の特徴として、施餓鬼とは別の儀礼と認識していることがあげられる。前述の相国寺瑞春院本と共通する経本を有し、現在も梵語心經を行っている鎌倉の建長寺は、梶原施餓鬼として七月十五日の午前に施餓鬼を修してその最後に梵語心經を読誦している。施餓鬼に遅れてきた梶原景時の亡霊のため、梵語心經を読誦しているのである。その一方で近世相国寺は、梵語心經と施餓鬼とは分ける意識を有していたのである。なお、相国寺の六月の催行事例をみると、観音懺法の際は、十五日の晩と懺法当日十七日の晩と二回催行している。つまり、他の仏教行事と重ねての勤行の際も、月次の十五日の梵語心經読誦は単独に行っているのである。同じく十五日に催行される山門施餓鬼とは日付を変更してまで明確に区別している点は相国寺の梵語心經の特徴と考えるとよいであろう。

さらに翌寛永五年の催行記録は以下が残る。

- 二月十四日 晚来於祖塔有梵語心経。蓋法堂者禁裡御殿画師居之故也。
- 三月十五日 晚来赴梵語心経。
- 五月十五日 今晚無梵語心経。
- 六月一日 晚有梵語心経。為去月怠慢也。
- 六月八日 晚有梵語心経稽古。
- 六月十三日 晚講習梵語心経。
- 六月十五日 晚有梵語心経。
- 六月十七日 齋了。赴閣懺法。晚有梵語心経。
- 七月七日 今晚有梵語心経。
- 八月十五日 放參梵語心経。
- 十月十五日 晚来梵語心経。
- 十一月十五日 今晚梵語心経。

このように、寛永五年には、寛永四年には確認できない二月十四日、三月十五日の条など、五月以前の梵語心経も記録が残る。うち、二月は十五日に涅槃会があるため、十四日に行われたと推測できる。また、寛永五年は一月と九月の記録はないが、翌寛永六年には一月十五日にも「晚来梵語心経」、九月十五日にも「晚梵語心経。焼香代住持」と記されており、一月、九月にも厳修されていた⁴³⁾。ここから、寛永四年五月以降、年間を通じて毎月十五日(行事が重なる場合はその前後)に梵語心経が催行されるように整えられていったことがわかる。そして稽古や、法堂が御所造営時の絵所として絵師達に提供され、行事の催

行が難しい時には開山堂で行っており、仏殿の代わりとして法堂が第一に、そして予備的に開山堂が催行場所となっていた。

なお、寛永五年五月十五日条では、「今晚無梵語心経」と、梵語心経が催行されなかったことがわざわざ記されている。そしてその翌月の六月一日の記事には、

晩有梵語心経。為去月怠慢也。

とあり、月をまたぎ、日付を変えても五月十五日分の梵語心経を行っている。このように月次行事となった当初は、梵語心経は毎月一度は厳修されるべきもの、という規範意識があったことがうかがえる。この六月は、八日の晩にも梵語心経稽古を行い、十三日の晩にも講習、そして十五日の晩に梵語心経を催行、十七日の閣讖法の日にもその晩に梵語心経を厳修している。ひと月の間に五回も行われており、相国寺内での梵語心経への関心の高まりとともに、この儀礼が急速に定着していったことがうかがえる。ここで整えられた形式は、以後の相国寺の月次行事としての催行に踏襲されていく。

『隔莫記』の記録

寛永年間に毎月催行する仏教行事となった梵語心経は、当初より「梵語」と省略して記載されることもあったが、寛永年間後半の昕叔頭暉の日記では、次第に、「十五日 勤行如恒」「十五日 常住・当院行事如恒」といった表記が増え、梵語心経と具体的に儀礼名が明記される記事は少なくなっていく。十年ほどかけて本山の常の儀礼として確かに定着したことがうかがえよう。そして、寛永十三年以降については、相国寺の別の僧侶の日記も残されている。それが相国寺第九十五世鳳林承章（一五九三―一六六八）の日記『隔莫記⁴⁴』である。鳳林承章は梵語心経の有無だけではなく、より詳細に書きとめており、当時

の様子が窺い知れる。寛永十五年(一六三八)を例にあげる。毎月の記録は、昕叔顕暉の日記と鳳林承章の日記に二点に記されるが、両者は必ずしも全ての梵語心経の催行日程を記録にとどめているわけではない。昕叔顕暉の日記における、寛永十五年の梵語心経催行記録としては以下があげられる。

正月十五日 晩来梵語心経。

三月十五日 衝雨赴常住梵語心経。

五月十五日 晩来梵語心経。

六月十五日 晩来梵語心経。

八月十四日 晩来常住有梵語心経。

九月十五日 晩来梵語心経。大衆甚少。

十月十五日 晩来有梵語心経。

十一月十五日 当院行事了。赴常住行事。

十二月十五日 天气晴。当住鳳林和尚所劳気。予代而勤常住行事焼香。

一方、鳳林承章の『隔蓑記』には、以下があげられる。

二月十八日 今日、梵語心経有之。予依腫物、不出頭。頼慈照院。

六月十七日 如例年、於円通閣、懺法。予亦出頭。非時以後、梵語心経行導也。

七月七日 終日^(禮)青天白日。居万年。而有梵語之行事。

八月十四日 明晚有鎮守八幡宮之諷經。依然、今晚有梵語也。

十月十五日 今日晴天白日、(中略) 移刻、而打談、而帰。則逢梵語之行事。

十二月十五日 予依氣相惡、今日祝聖之行事・晚梵語之焼香、頼慈照和尚也。其故、予不出京也。

鳳林承章の日記には、昕叔顕暉が記した正月、三月、九月の該当日に梵語心経出頭の記録はない。九月は昕叔顕暉がわざわざ参加者が少なかったことを書き留めているが、鳳林承章も不出頭だったうちの一人のようである。なお、鳳林承章は記録に残した月のうち、二月と十二月はともに体調不良で出頭していない。昕叔顕暉が雨の日や自坊の行事があった日なども熱心に参加し、鳳林承章不在時には焼香を代行するなどしているのに対して消極的である。その理由は、体調不良が多いが、後年は来客対応のため、鹿苑寺に滞在して本山には赴かず、梵語心経を懈怠することもあった。

なお、二月の涅槃会を避けての催行は、この年は十四日ではなく十八日となっている。二月は十四日と決められているわけではないことがわかる。なお、同日の昕叔顕暉の日記には梵語心経の催行自体が記録されていない。また六月は、「梵語心経行導也」と、観音懺法の後の梵語心経は、出頭僧が読誦しながら練り歩く行導を伴っていたことが記されている。そして七月は施餓鬼、八月は鎮守八幡宮の諷經と重なるため、別日に催行している。

『隔莫記』は寛永期のみならず、鳳林承章が遷化する寛文八年(二六六八)まで記録が続く。特に注目すべきは、観音懺法との関係である。注目すべき年の記事を示す。

寛永二十一年(二六四四) 六月十七日条

閣懺法如毎歳。予令出頭也。(中略)今晚之梵語心経、是又如毎年也。

正保二年(一六四五)六月十七日条

晴天、暑气酷也。万年之閣之懺法、予亦令出頭也。自 仙洞、懺具御寄進也。今日於閣上、而飾之也。晚梵語心経令出頭也。行導也。

正保三年(一六四六)六月十七日条

晴天。万年閣懺法、予令出頭也。復西堂(承復)雖為自帰、依瘡疾煩、今日之自帰者雲興翁(梵峯)被勤之也。懺法衆二十四員也。晚梵語心経、如毎年、行導也。予出頭也。

このように、本山の山門の楼閣上で観音懺法を行い、晩に梵語心経のために再び出頭し、行導も行っていたのである。観音懺法は相国寺の声明面を代表する儀礼であり、寛永二十一年と正保二年には後水尾院は父、後陽成天皇の回忌法要のために仙洞御所で相国寺僧による観音懺法を厳修している。そして正保二年には、後水尾院より拝領した法具を相国寺で行う観音懺法の莊嚴に用いている。つまり、この時期に観音懺法の重要性が高まり、法具も整えられ、盛大に執り行われることとなっていたのである。後水尾院との密接な関係はこの後も続き、慶安四年(一六五二)に旰叔頭暉を師とし、鳳林承章を剃師として落飾している。方丈、宝塔、開山塔も後水尾院によって段階的に寄進されていた。近世前期の相国寺にとって最大の庇護者であった。そのため、後水尾院に重視された観音懺法は相国寺僧もより一層力をいれたことであろう。観音懺法の比重が高くなるにつれ、晩に行われる梵語心経については、相国寺僧にとつ

ては負担となつていった。正保四年(一六四七)六月十二日から十九日条にかけて、大きな変化があつた。

六月十二日条

如毎年、於函丈、而有稽古、予令出頭也。(中略)毎年十七日閣懺法之以後、晚來有梵語心經。雖然、懺法故、大衆勞煩也。自今年、梵語可為十八日歟、如何。予曰、可然也。雖然、十八日予難逃隙入事有之。然則、当年者十九日可為梵語執行之由、申合也。以來者十八日也。今年者、予十八日依隙入、十九日之筈也。即於維那(慶彦〔彦藏主〕)、申渡、寺中可被觸之由、申渡也。

六月十五日条

祝聖・開山諷經・日中如常、予令燒香也。今晚梵語心經之行事如每月、有之、予令燒香也。

六月十七日条

毎年梵語心經今晚雖有之、今年者衆評依談合、而懺法後各勞煩故、每年明日可為十八日之談合也。当年者予明日十八日依隙入、十九日可為梵語之筈也。依然、今晚之梵語之行事無之也。

六月十九日条

齋了、赴万年也。申刻梵語心經之行事、予令燒香也。毎年十七日懺法以後、雖為梵語、自当年、可為十八日之衆評也。昨日予依隙入子細、而今年者今日執行也。梵語行導也。大悲呪濟、維那(慶彦)始梵語、則住持(承章)引行導也。觀音經之散鈴之時、如本、列班。住持燒香、三拜也。觀音經之跡、

三返消災呪有之。三時回向、而了。

このように、六月は十五日と観音懺法の十七日に行うのではなく、十五日、そして十七日の負担を避け、十八日もしくは十九日に梵語心経を行うことが決定したのである。十九日条には、相国寺の梵語心経は、梵語心経のみを誦えるのではなく、大悲呪ののち、行導をしながら梵語心経を誦え、観音経、焼香三拜、消災呪、回向という流れで行う儀礼であったことがわかる。僧侶への負担の大きさがうかがえる。この時の決定では、六月は十五日と十八日の二回行うこととなっているが、後に十五日のみと変わる。五年後の慶安五年(一六五二)年には、

六月十五日条

祝聖・開山諷経如常、予令出頭也。予齋了、早々令帰山也。十八日之梵語心経之行事今晚有之也。十八日者於 仙洞(後水尾)、御懺法依有之、而梵語者今日被執行也。予有用所、依帰山、而不出頭也。

と、十八日にも懺法と重なった場合、もはや十九日など別日に行うことはなく、十五日の催行を以って遂行したこととみなしている。次第に催行日が少なくなっていくたのである。

実際に、頻繁に十五日以外の日程に変更になることは、出頭する僧侶側にとっては情報の伝達が十分となるなど、問題も起こった。八月の鎮守諷経と日を分けることについては、正保四年八月十四日条に、

今晚、有梵語心經之行事、毎月十五日之晩之梵語也。明晩者鎮守諷經依有之、梵語今晚也。近年如此也。

とあり、毎年のこととして定着していった感が読み取れるが、自分が所属していない塔頭の齋会にとともに臨時の日程変更は混乱を伴うものであったようである。例えば慶安元年（一六四八）四月には、

四月十三日条

朝者雨天、暫時晴天。彦公（慶彦）早晨以肩輿、而被帰也。今朝於慈照院、而有齋之故也。今晚梵語之行事有之由也。雖然、不触来、予不出頭也。

四月十五日条

祝聖・開山諷經如常。又大衆赴法堂、維那（宗全）巡堂焼香、次上方（顯暉）巡堂也。大衆列班、立楞嚴会之図、行導。五段上方焼香、三拜。後啓請之後、上來現前——各唱之、而了。今晚無梵語之行事。如何、寺中無触也。去十三日梵語有之沙汰亦無之。如何々々。自当年、今日者梵語行事被相止乎。如何々々。

と、斯叔顯暉が自坊である慈照院の齋会のため、十五日から十三日に梵語心經を変更するも、鳳林承章は知らせがなかったことにより、出頭できなかつたと記している。ついに慶安五年（一六五二）には、

二月十四日条

斎了、(中略) 毎年今晩雖有梵語心経、自今年、今晚之梵語之行事、以評談、令懈怠也。二月・四月・六月・八月、此四ヶ月之分梵語心経之行事、可有懈怠也。

と、この年より、懺法がある六月や十五日に別の行事がある二月、四月、八月には、日程を変更するのではなく、梵語心経自体を行わないこととなったのである。毎月の行事となつてわずか二十五年にして、縮小方向へ舵がきられたことが、『隔莫記』によつて明らかである。

『隔莫記』以後の記録

『隔莫記』筆録が寛文八年(二六六八)で終わった後、相国寺の梵語心経に大きな転機が訪れる。寛文十二年(二六七二)に相国寺ではなく、相国寺僧が後水尾院の仙洞御所に赴いて梵語心経を修したのである。後水尾院の仙洞御所で相国寺僧が赴いて催行された様々な仏教儀礼の記録は、相国寺本山に残る『仙洞懺法記』に寛永二十一年(一六四四)の観音懺法からまとめて記録されている。その『仙洞懺法記』(相国寺藏)には、観音懺法が多いなか、一件、梵語心経が記載されている。寛文十二年二月十一日条に、

寛文十二壬子年仲春十一日、有 太上法皇勅命就広御殿看梵語心経 僧衆十員、(中略) 大衆布衣七条、正面掛世尊画像、無三具足・供具等、故無焼香鈴五員充二行向画像安座、一番草大悲呪、次心経、次楞嚴呪。

と記されているのである。僧侶十名が七条袈裟をまとい、釈迦如来の画像を本尊とし、三具足もなく焼香もなく、五人ずつ二列に並び、草大悲呪と楞嚴呪の間に梵語心経を唱えたという。なお、ここでは焼香なしだが、相国寺法堂で行われる月次の梵語心経では焼香が有ったことは、『隔蓑記』⁵⁾に明らかであり、御殿用に次第が変更となっていたことが窺える。

この日は明暦二年(一六五六)二月十一日に薨去した、後水尾院の女御で後光明天皇の母である壬生院の十七回忌にあたる。壬生院の回忌法要の日付、主催者、場所、法会を以下に挙げる。

一周忌	明暦三年二月十一日	後水尾上皇	般舟院	
三回忌	明暦四年二月十一日	後西天皇	般舟院	
十三回忌	寛文八年二月十、十一日	後水尾上皇	般舟院	
	寛文八年二月十一日	後西天皇	般舟院	舍利講
	寛文八年二月十一日	後西天皇	泉涌寺	
十七回忌	寛文十二年二月十、十一日	後水尾上皇	般舟院	舍利講
	寛文十二年二月十一日	後水尾上皇	泉涌寺	梵語心経 相国寺衆
二十五回忌	延宝八年二月十一日	靈元天皇	泉涌寺	法華懺法
三十三回忌	貞享五年二月十、十一日	靈元天皇	泉涌寺	理趣三昧 法華懺法
五十回忌	宝永二年二月十、十一日	靈元上皇	泉涌寺	理趣三昧

以上のように、法要は基本的には泉涌寺と般舟院で修されている。もちろん、十七回忌の際にも泉涌寺と般舟院で法要が執り行われている。つまり、この梵語心経は後水尾院の私的な追善供養という意味合いも深かった、特別な事例であったと考えられる。この時の聴聞者も、後水尾院の近親者であり、家族葬的な色彩が強い。その聴聞者の一人、後水尾院の娘の无上法院の日記『无上法院殿御日記⁹⁶』にもこの出来事が記されている。

寛文十二年二月十一日戊子、はるゝ、法わうにて相国寺衆にほんごしんきやうよまさせられ、御ちやうもん有、新院も御幸なり、せうかう院宮、あけの宮の御かた、えんせうじ殿もなる、我身も参、えん光院もめざるゝ、午刻ほどにはじまる、女院の御かたも御ちやうもんになる、其外女中衆も残らずちやうもん也、夕かた御ぜんまいり、みなみな御さうばん成、日くれて御いとま申す、えん光院も同道す、新中納言どのへちらとたちよる

後水尾院の院宣によって仙洞御所において勤修された。後西上皇や東福門院、照光院宮、緋宮、円照寺宮、東福門院他女中衆が聴聞している。壬生院の回忌法要で梵語心経が用いられたのはこの回のみであり、ほかの後水尾院周辺人物の追善のために相国寺僧が仙洞御所に呼ばれて梵語心経を読誦した形跡は現在のところ確認できない。なお、同じく相国寺僧が呼ばれ、観音懺法が後水尾院の仙洞御所で修された時は、後陽成天皇や後光明天皇など、男性の近親者の追善のためであった。梵語心経は、後水尾院にとつて、あるいは女性の近親者への追善のための儀礼の候補の一つであったのかもしれない。しかしながら、梵語心経は後水尾院からふたたび声がかかることはなく、相国寺を代表するような儀礼にはならなかった

のである。

一方で貴人の葬送儀礼において特殊な位置付けで梵語心経が修されるようになった。慈照院を菩提所とする桂宮家の法要で催行される場合があったのである。元禄六年(一六九三)四月十九日から二十三日まで厳修された靈元天皇第十皇子で桂宮家第六代、作宮(浄功德院/一六八九~九二)の仏事と、万延元年(一八六〇)八月十九日に厳修された仁孝天皇第六皇子で桂宮第十一代節仁親王(如意宝院/一八三三~三六)の二十五回忌である。ともに先代の宮に子がなく、時の天皇の皇子を次代に仰ぐも、四歳にして早逝した宮の追善仏事である。

『紀綱寮日涉記』(相国寺蔵) 元禄六年四月十九日条

従今日、浄功德院愈碓一周忌法事始ル、八時就梅岑梵語心経、了、次大悲呪始、次梵語心経了、直回向唱。

『役者寮日記』(相国寺蔵) 万延元年(一八六〇)三月四日条

於方丈如意宝院宮二十五回忌、巳ノ刻梵語心経・観音経。

このように、追善供養のなかでも短い人生であった宮たちへの追善供養に梵語心経が用いられていることは、興味深い事例であろう。

貴人の仏事においても特殊な位置付けにあった梵語心経は、十八世紀に入ると、年中行事としての記録が大幅に減少する。一例を挙げると、宝暦六年(一七五六)三月に作成された相国寺の年中行事を記し

た『年間諸行事略記』(相国寺蔵)には、梵語心経はどの月にも登場しない^四。月次行事としてはもはや存続していないことが窺える。しかし、その後もわずかに梵語心経が催行されていたことをうかがわせる記録がある。相国寺百十六世住持古道元式が住持交代を前にして行った口達である。

『住持寮日記』(相国寺蔵) 文化十三年(一八一六) 八月十五日条

口達

梵語・布薩不出頭之方多分二候、別而今日無人、從來如何之事ニ存候(中略)已後右行事不出頭之分ハ罰米二升宛常住へ即納可在之候。

ここでは、梵語心経と布薩に出頭しない僧が多い件を山中に口達、罰米二升としている。しかし、古道の願いも虚しく、梵語心経は廃れていき、現在は廃絶した儀礼となっている。

最後に、幕末の如意宝院宮二十五回忌と同じ年に別の臨時行事に梵語心経が修された記録を確認する。本山宝塔再建時の落慶供養の記録である。

『役者寮日記』(相国寺蔵) 万延元年八月十九日条

宝塔供養、梵語・大悲、金剛寿院安牌諷経、真之大悲呪、半斎、楞嚴行導音楽入。

この宝塔は、もと後水尾院の再建した宝塔が天明の大火で焼失し、それを相国寺第百二十世盈冲周整が私財を投じて再建したものである。そのため、後水尾院の宝塔の本尊、大日如来像が本尊として安置され、後水尾院の息子で桂宮第三代の穩仁親王(金剛寿院/一六四三〜六五)の位牌も安置されている。後水尾院が

宝塔を建立した当時は、突然に崩御した後水尾院の息子、後光明天皇の追善のため故人の髪が奉納された。金剛寿院穩仁親王の追善時には、宝塔ではなく相国寺開山塔を建立している。そのため、本来であれば宝塔再建時には後光明天皇の位牌を安置する方が建立時の後水尾院の意図に沿うものであるが、再建した盈冲周整が桂宮家の菩提所慈照院を自坊としていることもあり、金剛寿院の位牌を安置し諷経がなされている。この臨時の行事においても、親の天皇よりも早逝した桂宮への祈りと梵語心経が共に催行されていることは興味深い。以上のように近世後半には月次行事としては衰退していったが、臨時の行事では梵語心経が用いられた記録が残っているのである。

まとめ

鎌倉建長寺開山蘭溪道隆請来の梵語心経は、建長寺において現在に至るまで厳修されてきた重要な儀礼である。一方、相国寺では現在には厳修されていないものの、塔頭瑞春院に近世期の経本の存在が確認できる。さらに、『蔭涼軒日録』、『鹿苑日録』に、中世相国寺において晩に仏殿で修されていたことが断片的に記されている。そして近世、寛永四年頃より毎月十五日の晩に法堂で催行する月次行事となっていたことが『居諸集』により確認できる。しかし、中世には仏殿で修されたが、仏殿は応仁の乱で焼失後、現在に至るまで再建されることはなかった。そのため、近世には法堂で修されるようになっていく。基本的には毎月十五日の晩に修されるが、涅槃会や施餓鬼など他の行事との兼ね合いで日程がずれることも多々あった。また、六月は十五日に加えて、十七日の観音懺法の後にも修された。この懺法との組み合わせは既に天文年間にも確認されている。相国寺では他の年中儀礼と併せて催行される場合は、施餓鬼ではなく、観音懺法と取り合わせられていたのである。

しかし、昕叔顕暉の次の相国寺住持、鳳林承章の日記『隔黄記』によると、はやくも毎月の催行は見直しがなされ、二月・四月・六月・八月など、他の大きな仏教行事が年中行事として定着している月には行わないことも検討された。そして寛文十二年には相国寺僧が後水尾院の仙洞御所で壬生院の回忌法要のために梵語心経を修した。後水尾院は後陽成天皇や後光明天皇の回忌法要に相国寺僧による観音懺法を仙洞御所で修すなど、相国寺の儀礼への深い理解があった。壬生院の法要に梵語心経が修されたのは一回のみであるが、後水尾院が梵語心経にも関心を抱いていたことがうかがえる。その後、梵語心経は塔頭慈照院を菩提所とする桂宮家の早逝した如意宝院宮の回忌法要など、一部の貴人の追善のために修される臨時の儀礼として記録に登場する。また、後水尾院の建立した宝塔が焼失し、幕末に再建された時にも落慶供養に修されている。このように、相国寺においては、蘭溪道隆将来の儀礼という意味合いだけではなく、近世前期後水尾院期に盛んに修された儀礼としての位置付けもあり、桂宮家にかかわる臨時行事として残っていたと考えられる。現在は修されていないが、復興がまたれる重要な儀礼のひとつである。

【注】

- (1) 相国寺史料編纂委員会『萬年山聯芳録』思文閣出版 一九九七年
 - (2) 『小雲棲手簡』瑞春院蔵 他
 - (3) 『大日本仏教全書』四十八 禅宗部 仏書刊行会 所収
 - (4) 高木宗監『建長寺史 開山大覚禪師伝』建長寺 一九八九年 掲載
 - (5) 白川宗源氏のご教示による
- (6) 西山美香「五山禅林の施餓鬼会について―水陸会からの影響―」『駒澤大學禪研究所年報』17 二〇〇

六年

- (7) 采澤良晃「鎌倉建長寺に伝わる三門梶原施餓鬼会」『浅草寺佛教文化講座』67 二〇二三年
- (8) 拙稿『禪寺の学問―相国寺の歴史と寺宝Ⅱ』相国寺承天閣美術館 二〇二一年
- (9) ARC 古典籍ポータルデータベース 等
- (10) 『蔭涼軒日録』臨川書店 一九七八年 翻刻所収
- (11) 『鹿苑日録』五、六 大洋社 一九三六、三七年 翻刻所収
- (12) 注11参照 『鹿苑日録』六十四
- (13) 寛永六年の催行一覧
 - 正月十五日 晚来梵語心経
 - 二月十五日 晚来梵語心経
 - 三月十五日 晚来梵語心経
 - 四月十五日なし十九日桂光院葬儀
 - 五月十五日 晚来梵語心経
 - 六月十五日 晚来梵語
 - 六月十七日 晚来梵語
 - 八月十五日 不赴梵語心経
 - 九月十五日 晚梵語心経
 - 十月十五日 晚来梵語心経
 - 十一月十四日 講習梵語心経

相国寺の梵語心經について(本多潤子)

・十一月十五日 晚來有梵語心經

(14) 『隔冥記』鹿苑寺 一九五八年 翻刻所収

(15) 『隔冥記』万治二年九月十五日「梵語心經如常予令燒香也」等

(16) 『无上法院殿御日記』史料編纂所本

(17) 藤田和敏氏のご教示による

〔謝辞〕大本山建長寺、相国寺塔頭瑞春院

附

翻刻 瑞春院藏

〔梵語心經 (印 集養)

八羅娘波囉

彌陀逆哩駄

耶素怛囉阿

列婆嚩枳帝

室縛羅母帝

薩埵崩嚴毘

覽八囉娘波

囉弭哆左囉

左耶頗囉也

轉嚩迦野地

娑麼畔左思

建駄婆怛寫

娑婆囉嚩

涅縛室底娑

麼伊賀舍哩

補怛囉嚩畔

戌涅戌涅多

相国寺の梵語心經について(本多潤子)

尾南吒唵那^{ビナシヤイラノ}
 尾南叉欲夜^{ビラシヤト}
 縛那槎囉麼^{ホノソラモ}
 囉喃那左囉^{ラナノソラ}
 麼囉拏叉喩^{モラノシヤウ}
 那褥伽娑畝^{ノヌギヤサホ}
 那野寧嚕駄^{ノヤニル}
 縛室哩誡婆^{ホシリヤウビ}
 演鉢囉誡婆^{エンハラヤウホ}
 囉弭多縛室^{ロミトホシ}
 里誡尾賀囉^{リヤウビコラ}
 野枳陀婆囉^{ヤシトホラ}
 誡枳陀婆囉^{サウシトホラ}
 誡那悉帝達^{ヤウノシチダ}
 麼那鉢囉尾^{モノハラビ}
 地那備娑曼^{チノヒサモン}
 也駄三曼囊^{ヤトサンモノ}
 鉢囉尾帝婆^{ハラシチサ}
 駄冒地三埵^{トホチサト}

南鉢囉誡婆^{ナンハラヤウホ}
 囉弭哆縛室^{ロミトホシ}
 哩耶奴答覽^{リヤヌダラン}
 三藐三牟備^{サンミヤサンモヒ}
 牟備娑曼駄^{モヒサモン}
 縛室里誡尾^{ホシリヤウビ}
 演鉢囉誡婆^{エンハラヤウホ}
 囉彌陀摩訶^{ロミトモコ}
 曼怛羅摩訶^{モントロモコ}
 尾欲曼怛羅^{ビヨクマンタン}
 阿褥多羅曼^{アヌトラマン}
 怛囉阿娑婆^{タンラアサホ}
 三備曼怛囉^{サンヒモン}
 娑婆奴迦鉢^{サラホヌギヤハ}
 囉舍婆那娑^{ラシヤホノサ}
 帝冒帝地演^{チホチチエン}
 達磨鉢囉誡^{タモハラヤウ}
 囉囉弭多目^{ホロミトモ}
 嚧妬滿怛囉^{ケントモン}

但ト姪シ虐ト帝ギヤ
虐ギヤ諦チ播ハラ羅ハラ僧ス虐ギヤ
諦チ播ハラ羅ハラ僧ス虐ギヤ
菩チ提ボ娑ヂヤ婆ンモ

雲クモ泉イハ
訶カ